

新旧対照表（地震災害対策計画編）

改定前	改定後	新計画項	備考																																
<p>管理者は、埋め立て地や旧河道敷等の液状化のおそれのある箇所等の地盤データの収集とデータベース化の充実に努めるとともに、締固め、置換、固結等の有効な地盤改良等により液状化防止対策に努める。</p> <hr/> <hr/> <hr/>	<p>管理者は、埋め立て地や旧河道敷等の液状化のおそれのある箇所等の地盤データの収集とデータベース化の充実に努めるとともに、締固め、置換、固結等の有効な地盤改良等により液状化防止対策に努める。</p> <p><u>また、市は、地震による破損等で決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのある農業用ため池について、緊急連絡体制等を整備するとともに、ハザードマップの作成・周知等により適切な情報提供を図るものとする。</u></p>	16	文言の追加																																
<p>第13節 医療救護活動整備計画</p> <p>第1 医療救護施設の確保</p> <p>2 災害派遣医療チーム（以下「DMAT」という。）指定医療機関の指定</p> <p>県は、地震等による大規模な災害の急性期（概ね48時間）における被災地で救助・治療を行うDMATを派遣するDMAT指定医療機関を指定し、大規模災害への対応を<u>図っている。</u></p>	<p>第13節 医療救護活動整備計画</p> <p>第1 医療救護施設の確保</p> <p>2 災害派遣医療チーム（以下「DMAT」という。）指定医療機関の指定</p> <p>県は、地震等による大規模な災害の急性期（概ね48時間）における被災地で救助・治療を行うDMATを派遣するDMAT指定医療機関を指定し、大規模災害への対応を<u>図る。</u></p>	26	文言の修正																																
<p>DMAT指定医療機関</p> <table border="1" data-bbox="129 1056 913 1445"> <thead> <tr> <th colspan="2">医療機関名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>筑波メディカルセンター病院</td> <td></td> </tr> <tr> <td>茨城県立中央病院</td> <td></td> </tr> <tr> <td>J A とりで総合医療センター</td> <td></td> </tr> <tr> <td>取手北相馬保健医療センター病院</td> <td></td> </tr> <tr> <td>茨城西南医療センター病院</td> <td></td> </tr> <tr> <td>水戸済生会総合病院</td> <td></td> </tr> <tr> <td>独立行政法人国立病院機構水戸医療センター</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	医療機関名		筑波メディカルセンター病院		茨城県立中央病院		J A とりで総合医療センター		取手北相馬保健医療センター病院		茨城西南医療センター病院		水戸済生会総合病院		独立行政法人国立病院機構水戸医療センター		<p>DMAT指定医療機関</p> <table border="1" data-bbox="958 1056 1742 1445"> <thead> <tr> <th colspan="2">医療機関名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>1</u></td> <td>筑波メディカルセンター病院</td> </tr> <tr> <td><u>2</u></td> <td>茨城県立中央病院</td> </tr> <tr> <td><u>3</u></td> <td>J A とりで総合医療センター</td> </tr> <tr> <td><u>4</u></td> <td>取手北相馬保健医療センター病院</td> </tr> <tr> <td><u>5</u></td> <td>茨城西南医療センター病院</td> </tr> <tr> <td><u>6</u></td> <td>水戸済生会総合病院</td> </tr> <tr> <td><u>7</u></td> <td>独立行政法人国立病院機構水戸医療センター</td> </tr> </tbody> </table>	医療機関名		<u>1</u>	筑波メディカルセンター病院	<u>2</u>	茨城県立中央病院	<u>3</u>	J A とりで総合医療センター	<u>4</u>	取手北相馬保健医療センター病院	<u>5</u>	茨城西南医療センター病院	<u>6</u>	水戸済生会総合病院	<u>7</u>	独立行政法人国立病院機構水戸医療センター	26	県地域防災計画の修正
医療機関名																																			
筑波メディカルセンター病院																																			
茨城県立中央病院																																			
J A とりで総合医療センター																																			
取手北相馬保健医療センター病院																																			
茨城西南医療センター病院																																			
水戸済生会総合病院																																			
独立行政法人国立病院機構水戸医療センター																																			
医療機関名																																			
<u>1</u>	筑波メディカルセンター病院																																		
<u>2</u>	茨城県立中央病院																																		
<u>3</u>	J A とりで総合医療センター																																		
<u>4</u>	取手北相馬保健医療センター病院																																		
<u>5</u>	茨城西南医療センター病院																																		
<u>6</u>	水戸済生会総合病院																																		
<u>7</u>	独立行政法人国立病院機構水戸医療センター																																		

新旧対照表（地震災害対策計画編）

改定前	改定後	新計画項	備考
<p>総合病院 土浦協同病院 筑波大学附属病院 <u>日立製作所日立総合病院</u> <u>なめがた地域総合病院</u> 水戸赤十字病院 総合病院 水戸協同病院 古河赤十字病院 <u>日立製作所ひたちなか総合病院</u> _____ _____ _____ _____ _____ _____</p>	<p><u>8</u> 総合病院 土浦協同病院 <u>9</u> 筑波大学附属病院 <u>10</u> <u>株式会社日立製作所日立総合病院</u> <u>11</u> <u>土浦協同病院なめがた地域総合病院</u> <u>12</u> 水戸赤十字病院 <u>13</u> 総合病院 水戸協同病院 <u>14</u> 古河赤十字病院 <u>15</u> <u>株式会社日立製作所ひたちなか総合病院</u> <u>16</u> 茨城県西部メディカルセンター <u>17</u> 筑波記念病院 <u>18</u> 城西病院 <u>19</u> 医療法人社団善仁会小山記念病院 <u>20</u> 神栖済生会病院 <u>21</u> つくばセントラル病院 <u>22</u> 牛久愛和総合病院</p>	<p>26</p>	<p>県地域防災計画の修正</p>
<p>第15節 防災知識普及計画 第1 住民向けの防災教育 1 普及啓発すべき内容 (2) 緊急地震速報 地震による大きな揺れの到達に先立ち、気象庁から発表される「緊急地震速報」について、<u>市は、その特性と限界、具体的内容、発表時に利用者がとるべき行動等について広報を行うとともに、資料を積極的に配布して、十分な周知を行う。</u></p>	<p>第15節 防災知識普及計画 第1 住民向けの防災教育 1 普及啓発すべき内容 (2) 緊急地震速報 地震による大きな揺れの到達に先立ち、気象庁から発表される「緊急地震速報」について、<u>水戸地方気象台は、講習会等を利用してその特性と限界、具体的内容、発表時に利用者がとるべき行動等について広報を行うとともに、資料を積極的に配布して、十分な周</u></p>	<p>30</p>	<p>県地域防災計画の修正</p>

新旧対照表（地震災害対策計画編）

改定前			改定後			新計画項	備考																								
<p>第2章 災害応急対策計画 第2節 災害情報の収集・伝達計画 第1 地震情報の収集・伝達 1 地震情報の収集 地震情報の種類と発表基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地震情報の種類</th> <th>発表基準</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>震源に関する情報</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>震度速報</td> <td>震度3以上</td> <td>地震発生後1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を約190地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報</td> </tr> <tr> <td>震源・震度に</td> <td>以下の何れかを満たし</td> <td>地震の発生場所(震源)やその規模(マ</td> </tr> </tbody> </table>			地震情報の種類	発表基準	内容	震源に関する情報	(略)	(略)	震度速報	震度3以上	地震発生後1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を約190地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報	震源・震度に	以下の何れかを満たし	地震の発生場所(震源)やその規模(マ	<p><u>知を行う。</u></p> <p><u>○ 緊急地震速報（警報）の実施及び実施基準等</u></p> <p><u>気象庁は、最大震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。これを報道機関等の協力を求めて住民等へ周知する。</u></p> <p><u>なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。</u></p> <p><u>（注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合などにおいて、震源に近い場所では強い揺れの到達に原理的に間に合わないことがある。</u></p> <p>第2章 災害応急対策計画 第2節 災害情報の収集・伝達計画 第1 地震情報の収集・伝達 1 地震情報の収集 地震情報の種類と発表基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地震情報の種類</th> <th>発表基準</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>震源に関する情報</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>震度速報</td> <td>震度3以上</td> <td>地震発生後1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を約188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報</td> </tr> <tr> <td>震源・震度に</td> <td>以下の何れかを満たし</td> <td>地震の発生場所(震源)やその規模(マ</td> </tr> </tbody> </table>			地震情報の種類	発表基準	内容	震源に関する情報	(略)	(略)	震度速報	震度3以上	地震発生後1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を約188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報	震源・震度に	以下の何れかを満たし	地震の発生場所(震源)やその規模(マ	30	県地域防災計画の修正
地震情報の種類	発表基準	内容																													
震源に関する情報	(略)	(略)																													
震度速報	震度3以上	地震発生後1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を約190地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報																													
震源・震度に	以下の何れかを満たし	地震の発生場所(震源)やその規模(マ																													
地震情報の種類	発表基準	内容																													
震源に関する情報	(略)	(略)																													
震度速報	震度3以上	地震発生後1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を約188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報																													
震源・震度に	以下の何れかを満たし	地震の発生場所(震源)やその規模(マ																													
						36	時点修正（気象庁）																								
						36	文言の整理（気象庁）																								

新旧対照表（地震災害対策計画編）

改定前			改定後			新計画項	備考
<p>関する情報</p> <p>た場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・震度3以上 ・津波警報又は注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合 	<p>グニチュード)、震度3以上の地域名と市町村名を公表</p> <p>震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合には、その市町村名を公表</p>	<p>に関する情報</p> <p>た場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・震度3以上 ・津波警報又は注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合 	<p>グニチュード)、震度3以上の地域名と市町村名を公表</p> <p>震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合には、その市町村名を公表</p>	36	文言の修正		
<p>各地の震度に関する情報</p> <p>震度1以上</p>	<p>震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を公表</p> <p>震度5以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合には、その地点名を公表</p>	<p>各地の震度に関する情報</p> <p>震度1以上</p>	<p>震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を公表</p> <p>震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合には、その地点名を公表</p>				
<p>その他の情報</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>その他の情報</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p>				
<p>推計震度分布図</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>推計震度分布図</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p>	36	情報の追加 (水戸地方気象台)		
<p><u>(新設)</u></p>		<p><u>長周期地震動に関する観測情報</u></p>	<p><u>震度3以上</u></p> <p><u>高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を公表(地震発生から約20~30分後に気象庁ホームページ上に掲載)。</u></p>				
<p><u>(新設)</u></p>		<p><u>遠地地震に関する情報</u></p>	<p><u>国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等・マグニチュード7.0以上・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合</u></p> <p><u>地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね30分以内に発表。日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。</u></p>				